

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	川村 節夫
登録番号又は法人番号	85083671
所属する単位会	東京都行政書士会
事務所名称	行政書士川村国際国籍法務事務所
事務所所在地	東京都新宿区大久保2-7-1 大久保フジビル308
処分年月日	令和2年7月22日（理事会決議日）
処分内容（種類）	1年の会員の権利の停止 （東京都行政書士会会則第23条第1項第2号）
上記処分をした理由	<p>被処分者は、経歴から入管業務には非常に精通していると推認されることから、T国際株式会社（代表:M）が依頼する業務内容を聞いただけで、或いは最初の1～2回の申請の業務手続を行っただけで、Mが事実上のブローカーであり、結果として「運び屋」であることは容易に判断できたと思われる。違法・不法と知りながら不適切な申請行為を続けた罪は軽くは無い。このような違法行為を行うに至った原因・理由について、一時の加齢による判断ミスという事では片づけられず、依頼者への責任・誠意が感じられない行為であり、且つ行政書士としての資質に悖る行為である。</p> <p>さらに聴聞の席上において、自分は被害者であるので、目下弁護士と相談し、Mに対する損害賠償請求訴訟を検討中であるとの発言もした。</p> <p>しかし、一方では、一貫して自己の不法行為を認めるとともに、自分の不法行為は廃業勧告処分に相当するなど述べるなど、相当に反省していることが伺える。</p> <p>聴聞日後の数日ほどを経過したとは言え、3月17日に届出済証明書を自主的に返納したことは、具体的反省の証として見ることはできるが、東京都行政書士会が急務必須の問題として取り組んでいる「届出済者による外国人の入国在留審査関係申請取次業務の適正化を図る」と言う目的の達成も進めて行かねばならない。</p> <p>以上の理由から上記の処分とする。</p>

<p>上記処分の根拠となった法令及び会則の条文</p>	<p>(違反している規則、会則) 一、行政書士法第10条違反(信用又は品位を害する行為) 二、東京都行政書士会申請取次業務適正化委員会規則第8条第1項第1号違反(誓約書に違背)</p>
-----------------------------	--